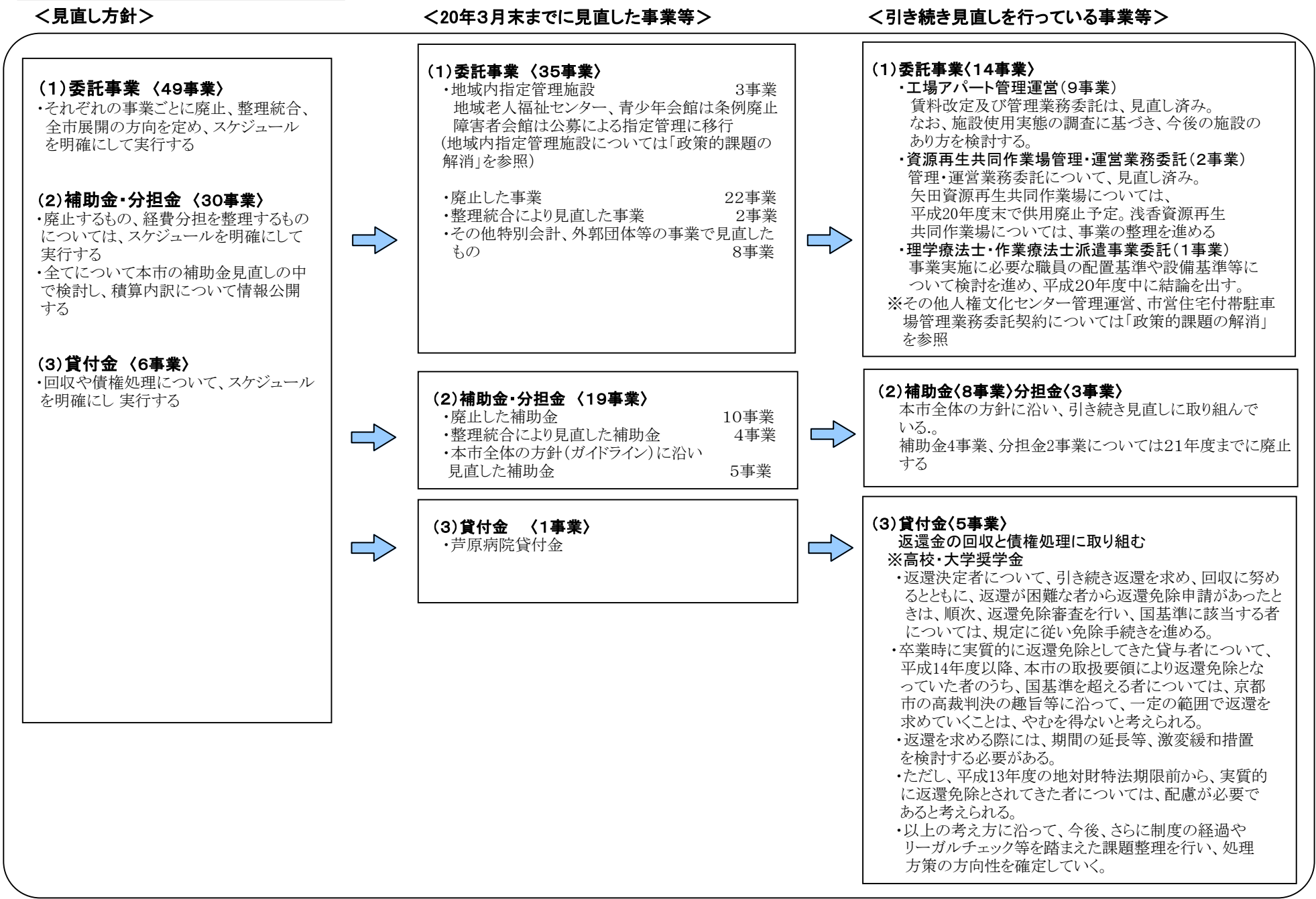


地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について（平成20年11月）

1 関連事業等について

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金



2 政策的な課題の解消について

＜見直し方針＞	＜20年10月までの進捗状況＞	＜今後のスケジュール＞
1.学校における職員配置の適正化 ・全市的な基準を超える管理作業員10名、給食調理員54名の配置を19年度末までに見直す。並行して管理作業員の総数の縮減に努める ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、18年度中に配置基準の見直しを行い、21年度末までに配置の適正化を図る。並行して給食調理員の総数の縮減に努める ・18年度末までに中学生の給食の考え方をまとめる	・19年度末までに管理作業員10名、給食調理員54名の配置を見直した ・施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名について、配置基準の見直しを行った ・中学生の昼食に関して、19年3月29日の「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」のまとめを踏まえ、19年4月24日に定めた市の方針に基づき、12校で実施していた給食を20年3月末で廃止した	・人事異動により21年度末までに配置の適正化を行う ・方針に基づいて、20年度より全中学校で弁当持参を基本とし、弁当を持参しない生徒への昼食提供事業を順次実施する
2.青少年会館の管理運営業務 ・18年度末をもって条例廃止する ・「相談と居場所づくり等3事業」については全市展開する。その他の事業は廃止する ・青少年会館施設で体育館・グラウンド等で、一般スポーツ施設として活用できるものは、条例に位置付け、派遣職員は引き上げる ・その他の体育施設は適切な管理のあり方を検討する ・プール施設は廃止 ・その他施設は、グループ・サークルの自主的な活動、本市事業の実施場所として幅広く活用する ・19年度は普通財産として管理のうえ、市民の幅広い利用に供する	・18年度末で条例廃止し、派遣職員を引き上げた ・「相談と居場所づくり等3事業」は、こども青少年局所管事業として全市展開。その他事業は18年度末で廃止した ・プール施設を18年度末で廃止した ・教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループ等に施設の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っている ・一般スポーツ施設として条例化できるかどうか検討したところ、施設規模や、施設改修等にかかる経費等から、体育館については条例化しないこととした。また、1グラウンドについても、スポーツ施設として整備した場合の費用対効果や当該グラウンドの形状などの問題があり、条例化は行わないとの結論を得た。	・19年度の利用状況等をふまえ、「体育施設」「その他施設（諸室）」を、本市事業の実施場所や市民グループの自主的な活動場所として供用する ・ただし、一部施設（別棟等）については供用停止するとともに、利用状況等を精査し、必要に応じて供用範囲の縮小等も行う ・22年度以降については、 <u>人権文化センター、もと地域老人福祉センターと統合する方向で検討しており、早期に結論を出す。</u>
3.保育所における職員配置 ・人権保育事業などを担当する専任保育士は、18年度末をもって廃止する	・人権保育事業などを担当する専任保育士78名は、18年度末をもって廃止した	
4.地域老人福祉センター管理運営 ・公の施設としては廃止し、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく多機能・多目的な利用形態等について検討を行う	・18年度末で条例施設としては廃止した ・19年度より高齢者地域活動支援事業として事業委託している ・高齢者の自主的な活動の場として、引き続き利用に供している ・20、21年度より、施設の有効活用を図るため、プロポーザル方式により事業者を募集・選定した	・現在の建物については、有効活用を図る観点から20、21年度の2年間については、プロポーザル方式により選定した事業者が高齢者等地域活動支援事業として事業委託している。 ・22年度以降については、 <u>人権文化センター、もと青少年会館と統合する方向で検討しており、早期に結論を出す。</u>
5.障害者会館管理運営委託 ・公募指定管理もしくは民間法人移管について検討し、18年度中に今後の方針について明らかにする	・「障害者会館のあり方検討会」での検証・検討を踏まえ、今後の障害者会館の方針について、19年5月7日の執行会議で確認した ・20年4月から、公募による指定管理者が管理運営を行っている	・「指定管理者の導入及び運用に係るガイドライン」に基づきモニタリングを行う ・23年度末をもって条例廃止し、民間移管するための諸課題については検討を進める ・検討にあたっては、上記のモニタリング等を通じて施設の管理運営の実態を把握するとともに、民間移管した場合の課題や問題点の整理を行う
6.ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大 ・募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また名称についても廃止し、19年度から啓発を図りながら実施する	・募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止し、19年7月から啓発を図りながら、募集（19年7月に新婚・子育て世帯向け、19年11月に中堅層向け、20年2月に一般世帯向け等、20年5月に福祉目的住宅、20年7月に一般世帯向け等）を実施した	・引き続き、募集対象区域を市域全体として、啓発を図りながら入居募集を実施する。
7.未利用地等の管理および駐車場の管理運営 ・市人権協会に委託している未利用地等は、全市的な方針に基づき計画的に管理地の縮小を図る ・駐車場の管理について全市的な管理運営の方向性に基づいて見直しを行う ・住宅付帯駐車場の使用料金は19年度には他の市営住宅付帯駐車場と同額にする ・管理経費の透明性を確保するとともに効率的な運営を図り、市への納付金の増額を図る	・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」（19年2月）及び「大阪市未利用地活用方針」（19年6月）に沿った検討を進めている ・18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、住宅付帯駐車場の料金改定とあわせて市への納付金の増額を図った ・住宅付帯駐車場の料金改定については、17年度から着手し、19年度末に完了した	・「大阪市未利用地活用方針」に基づき、引き続き計画的に管理地の縮小を図っていく ・未利用地や高架下を活用した駐車場および住宅付帯駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、引き続き見直していくこととするが、高架下を活用した駐車場の管理については、21年度から道路公社に移管し、一元化を図る。なお、住宅付帯駐車場の管理については、住まい公社へ整理・統合することとし、遅くとも21年度から措置し得るよう取り組む
8.人権文化センター ・東淀川区内の3館については、統合の方向で検討を進め、19年秋頃までに結論を出す ・22年度からの次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で検討を進め、20年度末を目途に結論を出す	・東淀川区内の3館については統合を行い、条例を改正した。 ・全体のあり方については、市民との協働、1区に複数ある人権文化センターや、「もと青少年会館」のあり方との整合性について検討し、統廃合も視野に入れて、施設・機能の抜本的な見直しを進めてきた。	・22年度以降については、 <u>もと青少年会館、もと地域老人福祉センターと統合する方向で検討しており、早期に結論を出す。</u>
9.大阪市人権協会等の職員の雇用問題 ・プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める	・委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣など、期間を限定した雇用を行っている	・引き続き期間を限定して雇用に配慮する

地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

平成 2 0 年 1 1 月

<資料目次>

1.	関連事業等について	・ ・ ・	1
	(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金	・ ・ ・	2
	(2) 未利用地・建物等の使用	・ ・ ・	1 2
	(3) 特別な優遇措置等	・ ・ ・	1 5
2.	政策的な課題の解消について	・ ・ ・	1 6

見直しの進捗状況 ◎：方針どおり見直し等が完了したもの
○：方針どおり進めているもの
△：方針より遅れているもの等

1 関連事業等について

〔1〕 委託事業

（1）本市が委託している事業 ①地域内施設

指定管理施設（人権文化センター、青少年会館、老人福祉センター、障害者会館）

	所管局 担当	事業名称	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状(平成20年10月末現在)、今後のスケジュール・課題など
1	市民局 人権室	人権文化センター管理運営業務	東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照
2	健康福祉局 自立支援事業担当	障害者会館管理委託	現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、（1）公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。（2）民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照
3	健康福祉局 いきがい担当	代行型老人福祉センター管理運営	地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照
4	教育委員会事務局社会教育担当	青少年会館管理運営業務	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する。 ・青少年会館においてこれまで実施してきた 不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市の展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・その他については、本市の事業としては廃止する。 ・また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。 なお、プール施設については廃止する。 ・その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照

〔1〕 委託事業

(1) 本市が委託している事業 ①地域内施設 指定管理施設以外

	所管局 担当	事業名称	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
2	経済局 都市産業担当	久保吉工場アパート 管理業務委託	平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、平成19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、平成19年度中にその方策を決定する。	<u>平成22年4月に到達賃料へ至る改定契約締結を済ませている。</u> <u>管理業務委託については、平成18年度をもって廃止した。</u> <u>平成19年度から、本市が直接管理を行っている。</u>	<u>賃料改定及び管理業務委託は、見直し済み。</u> <u>なお、施設使用実態の調査に基づき、今後の施設のあり方を検討する。</u>	○
3	経済局 都市産業担当	木津川工場アパート 管理業務委託				
4	経済局 都市産業担当	浪速東工場アパート 管理業務委託				
5	経済局 都市産業担当	第2浪速東工場アパート 管理業務委託				
6	経済局 都市産業担当	第3浪速東工場アパート (北)維持管理				
7	経済局 都市産業担当	第3浪速東工場アパート (南)管理業務委託				
8	経済局 都市産業担当	浪速西工場アパート 管理業務委託				
9	経済局 都市産業担当	第2浪速西工場アパート 管理業務委託				
10	経済局 都市産業担当	出城東工場アパート 管理業務委託				
11	経済局 都市産業担当	矢田資源再生共同作業場 管理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも平成19年度中に適切な管理形態を決定し、平成20年度から実施する。	<u>平成20年4月1日から管理運営体制を見直し、契約方法について、特名随意契約から入札に変更済み。</u> <u>矢田資源再生共同作業場については、平成21年3月31日で供用廃止予定</u>	<u>管理・運営業務委託について、見直し済み。</u>	◎
12	経済局 都市産業担当	浅香資源再生共同作業場 管理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも平成19年度中に適切な管理形態を決定し、平成20年度から実施する。	<u>平成20年4月1日から管理運営体制を見直し、契約方法について、特名随意契約から入札に変更済み。</u>	<u>管理・運営業務委託について、見直し済み。</u> <u>浅香資源再生共同作業場については、事業の整理を進める。</u>	○

〔1〕委託事業

（1）本市が委託している事業 ③その他

	所管局 担当	事業名称	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
3	健康福祉局 自立支援事業 担当	理学療法士・作業療法 士派遣事業委託	障害者会館のあり方と併 せて、平成18年度に今後 の事業のあり方について 検討し、方針を出す。	・障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上を図るためのリハビリテーションを受けられる体制の充実が求められており、平成20年3月に策定した「大阪市障害者支援計画・後期計画（平成20年度～23年度）」において、各施設や関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めているところである。 ・この計画に基づき、<u>事業を見直すこととし、平成20年度中に方針を確定するため、障害者のニーズを把握しながら、地域リハビリテーションの実施場所や実施方法等の課題や、障害者自立支援法に基づく「機能訓練事業（理学療法士等がリハビリテーションを行う事業）」として実施するための課題について検討を進めている。</u>	<u>障害者のニーズ等を把握しながら、地域リハビリテーションの実施場所や実施方法等について具体的に検討を進めるとともに、障害者自立支援法に基づく「機能訓練事業（理学療法士等がリハビリテーションを行う事業）」として実施するため、事業実施に必要な職員の配置基準や設備基準等について検討を進め、平成20年度中に結論を出す。</u>	△

〔１〕委託事業

（２）外郭団体等団体自身が行った委託事業

	所管局	団体名	委託契約名	方針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
7	都市整備局	大阪市住宅供給公社	市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	住宅付帯駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 使用料金については、平成19年度には、他の市営住宅における付帯駐車場と同額になるようにする。また、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・平成18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の大幅な増額を図った。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、平成17年度から着手し、平成19年度末に完了した。	・住宅付帯駐車場の管理については、市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも平成21年度から措置し得るように取り組む。	○

〔２〕補助金

（１）市単独補助金

方針：廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

※全ての事業の積算内訳について情報公開済み

	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
3	健康福祉局 いきがい担当	飛鳥老人福祉センター建設 借入金償還補助	(社福) ともしび福祉会	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	・平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、補助金の内容について検討中。	引き続き、本市の補助金見直しの中で検討し、より適切な制度となるよう平成21年度を目途に見直しを図る。	(○)
5	健康福祉局 いきがい担当	高齢者就労的生きがいづくり活動支援事業 (就労的生きがいづくり活動支援事業)	事業化グループの代表者	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	・本事業について、広く市民に対して募集し、市内各所の事務化グループから相談を受けるなど、既に一般施策として、定着している。 ・平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、補助率・補助対象経費など補助金の内容について検討している。	本事業は、高齢者の生きがいづくりや社会参加への促進に一定の役割を担っており、今後とも市民への広報に努めるなど、高齢者の自発的・自主的な取組みを支援して行く。	(○)

〔２〕補助金

（２）府(府下市町村含む)とともに対応している補助金

方針：廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

※全ての事業の積算内訳について情報公開済み

	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	見直しのこれまでの経過及び現状 （平成20年10月末現在）	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	市民局 雇用・勤 労施策担当	就職困難者等の就職に向けた支 援が必要な人に対する就業支援 事業	(社)おおさか人材雇用開発 人権センター	平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき見直し に取り組んでいる。	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府補助金 は平成20年度から削減されることとなっている。 府の状況を踏まえて、 <u>平成20年度の補助金を削減す るとともに、21年度以降の補助金についても見直し を図る。</u>	(○)
2	市民局 人権室	人権情報収集・提供事業補助金	(社)部落解放・人権研究所	平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき見直し に取り組んでいる。	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府補助金 は平成20年度削減、21年度には廃止されることと なっている。 府の状況及び事業の必要性を踏まえ、 <u>平成20年度は 補助金を削減し、21年度に廃止する。</u>	◎
4	市民局 人権室 （教育委員会事務 局、健康福祉局）	大阪人権博物館運営費補助金	(財) 大阪人権博物館	経費分担を整理し、平成19年度より市 民局1局に整理統合した。 平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき見直し に取り組んでいる。	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府補助金 は平成20年度から削減されることとなっている。 府の状況を踏まえて、平成20年度の補助金を削減す るとともに、21年度以降の補助金については、引き 続き検討し、今年度中に具体策を策定する。	(○)
6 14 16	市民局雇用・勤 労施策担当 （健康福祉局、経 済局、教育委員会 事務局）	大阪地域職業訓練センター事業 補助金（（財）大阪生涯職業教育 振興協会運営補助金）	(財)大阪生涯職業教育振興 協会	経費分担を整理し、平成19年度より市 民局1局に整理統合した。 平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき見直し に取り組んでいる。 <u>平成20年度は、人件費10%（本市派遣 職員を除く）・事業費25%をそれぞれ 削減した。</u>	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府補助金 は平成20年度削減、21年度には廃止されることと なっている。 府の状況を踏まえて <u>平成20年度の補助金を削減す るとともに、平成21年度以降の補助金については、廃 止する。</u>	◎
17	教育委員会事務局 社会教育担当	おおさか識字日本語センター事 業補助	おおさか識字日本語セン ター	平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき見直し に取り組んでいる。	<u>おおさか識字・日本語センター事業補助金は20年度 をもって廃止する。</u>	◎

18	教育委員会事務局 社会教育担当	大阪地域職業訓練センター教育 推進事業補助	(財)大阪生涯職業教育振興 協会	平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき見直 しに取り組んでいる。	<u>大阪地域職業訓練センター教育推進事業補助金は、 20年度をもって廃止する。</u>	◎
----	--------------------	--------------------------	---------------------	---	--	---

〔3〕貸付金

	所管局 担当	事業名（支出名称）	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	経済局 金融担当	大阪府地域支援人権金融公社貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済されているので、今後も着実に返済を求める。	平成23年度までの5年間については返済計画に基づいて返済中。	引き続き、返済計画に基づいて確実に返済を求める。	○
2	経済局 商業振興担当	部落解放消費生活協同組合貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。	返済計画に基づいて返済中。 <u>平成27年度完済予定。</u>	引き続き、返済計画に基づいて確実な早期返済を求める。	◎
4	健康福祉局 地域福祉担当	大学奨学金事業	回収について引き続き取り組む。 今年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策を立てる。	全債務者について、所在確認のための居所調査等を実施してきた。 今なお、所在不明のものについては保護者等を通じて所在確認を行うなど、引続き居所把握に努めている。 卒業時に実質的な返還免除としてきた貸与者については、引続き、処理方策にかかる課題整理に取り組んでいる。 所在確認ができた貸与者については、必要書類の提出を求めて、順次、返還免除審査を進めることとしているが、連絡方法などについて、人権上の問題にも配慮しつつ、現在、通知文の発送準備を進めているところである。	・返還決定者について、引き続き返還を求め、回収に努めるとともに、返還が困難な者から返還免除申請があったときは、順次、返還免除審査を行い、国基準に該当する者については、規定に従い免除手続きを進める。 ・卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者について、平成14年度以降、本市の取扱要領により返還免除となっていた者のうち、国基準を超える者については、京都市の高裁判決の趣旨等に沿って、一定の範囲で返還を求めていくことは、やむを得ないと考えられる。 ・返還を求める際には、期間の延長等、激変緩和措置を検討する必要がある。 ・ただし、平成13年度の地対財特法期限前から、実質的に返還免除とされてきた者については、配慮が必要であると考えられる。 ・以上の考え方に沿って、今後、さらに制度の経過やリーガルチェック等を踏まえた課題整理を行い、処理方策の方向性を確定していく。	△
5	健康福祉局 地域福祉担当	同和更生生業資金（回収事務）	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。平成18年度中に今後の方針を立てる。	債務者全員の現住地調査を実施した。所在が確認できた者に対し返済を求め、早期回収について、取り組んでいる。	引き続き所在不明者について、調査を実施する。 現住地が確認できた者に今年度内の返済を求め、引き続き回収に努める。 死亡・行方不明等の理由により回収不能と考えられる者については、不納欠損処分により、計画的に債権処理の措置を講じる。	○

6	教育委員会事務局 学務担当	高等学校等奨学金	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。	・全債務者について、所在確認のための居所調査等を実施してきた。 ・今なお、所在不明の者については、保護者等を通じて居所確認を行うなど、引き続き、居所把握に努めている。 ・卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、引き続き、処理方策にかかる課題整理に取り組んでいる。 ・所在確認ができた貸与者については、必要書類の提出を求めて、順次、返還免除審査を進めることとしているが、連絡方法などについて人権上の問題にも配慮しつつ、現在、通知文の発送準備を進めているところである。	・<u>返還決定者について、引き続き返還を求め、回収に努めるとともに、返還が困難な者から返還免除申請があったときは、順次、返還免除審査を行い、国基準に該当する者については、規定に従い免除手続きを進める。</u> ・<u>卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者について、平成14年度以降、本市の取扱要領により返還免除となっていた者のうち、国基準を超える者については、京都市の高裁判決の趣旨等に沿って、一定の範囲で返還を求めていくことは、やむを得ないと考えられる。</u> ・<u>返還を求める際には、期間の延長等、激変緩和措置を検討する必要がある。</u> ・<u>ただし、平成13年度の地対財特法期限前から、実質的に返還免除とされてきた者については、配慮が必要であると考えられる。</u> ・<u>以上の考え方に沿って、今後、さらに制度の経過やリーガルチェック等を踏まえた課題整理を行い、処理方策の方向性を確定していく。</u>	△
---	------------------	----------	---	---	---	---

〔4〕 分担金

方針：廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

※全ての事業の積算内訳について情報公開済み。

	所管局 担当	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	市民局 人権室 (健康福祉局)	大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金	大阪府人権福祉施設連絡協議会	経費分担を整理し、平成19年度より分担金として市民局1局に整理統合した。平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に準じて見直しに取り組んでいる。	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府は平成20年度に事業を廃止することとしている。 府の状況を踏まえ、 <u>検討の結果、平成21年度から分担金の支出は行わない。</u>	◎
2	市民局 人権室	(財)大阪府人権協会分担金	(財)大阪府人権協会	平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に準じて見直しに取り組んでいる。	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府は「事業を見直しのうえ継続する」こととしている。 府の状況を踏まえて、府市長会・町村長会において対応を決定する。	(○)
3	市民局 人権室	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議分担金	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議	平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に準じて見直しに取り組んでいる。	府の「大阪維新プログラム（案）」では、府は平成20年度から分担金支出は行わないこととしている。 府の状況を踏まえ、検討の結果、平成20年度から分担金を支出せず、平成21年度には廃止する。	◎

(2)未利用地、建物等の使用 《方針》 未利用地・建物等の使用について、引き続き活用を図っていくものについては、他の同種の利用条件との均衡を図るとする委員会の提言に沿って、平成19年度以降、着実に対応していくこととし、明渡しや原状回復等を求めるものについては、18年度末を目途とし速やかに対応する。

a. 未利用地等の使用について

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	総件数	進捗状況(20年11月現在)		
					措置件数	取組中の状況	
						方向性が明確になったもの	引き続き取り組みを進めているもの
地域コミュニティ関係	農菜園 ゲートボール場 スポーツ広場等	・無償貸与 ・地域人権協会等	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	7件	6件	・1件は19年度末で供用廃止済	——
駐車場関係	有料駐車場 事業用駐車場	・無償貸与 一部は減免あり ・法人等	・利用者より使用料を徴収する有料駐車場については、19年度から有償化に向けた検討を行う ・減免を認めるものは、19年度より全市的な考え方との整合性をはかる	5件	5件	措置済み	
	来館者用駐車場 (福祉施設等)	・無償貸与 ・運営法人	・18年度中に駐車場の必要性の精査をおこなったうえで、利用者が無料で使用できるものに限り、土地について無償貸与とするが、基準以上のものについては、有償化の方向で関係先と協議を進める	2件	2件	措置済み	
	来館者用駐車場 (公共施設)	・無償貸与	・18年度中に駐車場としての手続きを行う	4件	4件	措置済み	
利用廃止等の手続きを進めているもの			・18年度末を目途に手続きを進める	8件	8件	措置済み	
不正・無断使用関係			・18年度末を目途に明渡しを求める、応じなければ法的措置を講ずる	18件	13件	・3件は係争中 ・1件は売却処分により措置予定	・1件は法的措置検討中
合計				44件	38件	5件	1件

b. 建物・用地等の使用貸借等について(1/2)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	総件数	進捗状況(20年11月現在)		
					措置件数	取組中の状況	
						方向性が明確になったもの	引き続き取り組みを進めているもの
地域コミュニティ関係	老人憩の家	・無償貸与 ・地域人権協会	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	5件	5件	措置済み	
	集会所	・土地:無償貸与 ・建物:自己所有 ・地域人権協会					
収益事業関係	診療所 共同浴場 理髪館	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・地域人権協会等が運営	・18年度を目途に法人化および有償化の手続きを行う	26件	11件	——	・11件は財産処分等の諸問題解決後、事業用定期借地権契約を締結予定 ・3件は諸問題解決後、事業用定期借家権契約を締結予定 ・1件は不当利得返還等請求訴訟提起中
	病院	・土地は大阪市所有、3年間に限り無償貸与	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地契約を締結する	2件	1件	——	・平成21年度からの有償化に向けて賃料算定等の準備中
福祉施設・事業関係	地域在宅サービスステーション その他福祉施設	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・運営法人	・土地については無償とする ・建物の有償化については、18年度中に結論を出す	4件	4件	措置済み	
指定管理施設/ 公的施設関係	人権文化センター	・地域人権協会事務所 ・目的外使用許可 ・100%減免	・19年度より、指定管理業務用の事務スペースとする	12件	12件	措置済み	
		・部落解放同盟大阪府連 地域支部事務所 ・目的外使用許可 ・減免無し	・19年度は新たな使用許可を行わないことを基本とする	7件	3件	・残り4件は係争中	——
	障害者会館	・指定管理建物内の施設	・18年度中の移転を求める	2件	2件	措置済み	

b. 建物・用地等の使用貸借等について(2/2)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	総件数	進捗状況(20年11月現在)		
					措置件数	取組中の状況	
						方向性が明確になったもの	引き続き取り組みを進めているもの
指定管理施設/ 公的施設関係	大阪人権センター	・大阪府の建物あり	・18年度中に契約を締結する	2件	2件	措置済み	
産業振興施設	工場アパート 資源再生共同作業所 商業施設 購買施設 生協施設	・賃貸借契約(有償) ・賃料改定が途中段階の ものがある	・賃料改定が未実施のものは19年度から実施する ・賃料改定が途中段階のものは、通増計画に基づき、最終賃料まで計画的に改定を行う	21件	21件	措置済み	
	大阪皮革産業会館	・土地建物とも無償貸与 ・市の運営費負担はなし	・現在の契約期間が満了する19年度末までに、契約方法などについて決定する	1件	1件	措置済み	
その他	化製場	・土地は賃貸借、減免あり	・一括全額支払を前提として、今年度、返済計画について要請を行う	1件	——	・返済計画等について回答書受理、今後は全市の未収金対策の中で対応	——
利用実態の解消を行うもの			・18年度末を目途に、明渡しを求める	11件	6件	・2件は係争中 ・1件は使用貸借契約中 ・1件は占有移転禁止仮処分手続き中 ・1件はプレハブ(集会所)明渡し済、撤去予定	
合計				94件	68件	10件	16件

注：大阪市の財産区分により、普通財産の使用貸借の場合と行政財産の使用許可(使用料免除)の場合があるが、いずれも無償貸与と表記する

有償化や契約方法の整理を図るなど引続き活用を図っていくもの	92件	措置済	方向性が明確になったもの	引続き取り組みを進め方針に沿った実施に努めているもの
		74件	2件	16件
明渡しや原状回復等を求めるもの(アミカケの項目)	46件	措置済	方向性が明確になったもの	引続き明渡し等の交渉を進め、19年度中の解決を図っていくもの
		32件	13件	1件

(3) 特別な優遇措置等

不適切な事務執行

	所管局 担当	事 項	今後の対応策	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
15	健康福祉局 自立支援事業 担当	もと浪速第1温泉施設の 活用	障害者のニーズを勘案し、平成 18年度中に今後の活用方策につ いて検討し、方針を出す	施設の活用方法については、 障害者自立支援法に基づく事業 の実施等、障害者のニーズに応 じたサービスが提供できるよ う、公募により施設の活用を図 る方針とした。 <u>そのため、国の新たな処分基 準に基づく財産処分等の手続き を進めるため、施設の土地・建 物の転用方法（売却・貸与等） の課題整理を行っている。</u>	<u>土地・建物の売却や貸付等の転用方法を 確定し、財産処分に向けた国との協議を進 める。土地・建物の財産処分や転用に係る 手続きが整い次第、公募により施設の活用 を図る。</u>	△

2 政策的な課題の解消について

2 政策的な課題の解消について

	項目	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	学校における職員配置の適正化	・管理作業員 いわゆる旧同和教育推進校における管理作業員については、全市的基準を超える10名について、平成19年度末までに配置を見直す。 このことと並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努めていく。 ・給食調理員 いわゆる旧同和教育推進校における給食調理員については、全市的基準を超える54名について、平成19年度末までに配置を見直す。 ・また、リフト配置の学校、食堂を有する学校における施設・設備等に対応するための加配42名については、廃止や嘱託化など、平成18年度中に配置基準の見直しを行い、平成21年度末までに配置の適正化を図る。これらのことと並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努めていく。 ・なお、中学生の昼食については、今後、中学生の昼食事業の試行を実施している2校と、今年度から新たに設ける公費をかけない弁当販売校について、それぞれの状況等の精査・検証を加えながら、12月中に中間集約を行うとともに、関係校のヒヤリング調査なども実施し、教育委員会事務局に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、保護者負担の公平性のもとより教育的効果の観点から精力的に検討を行うなど、総合的に議論を行い、議会での意見を踏まえて、12校での給食のあり方を含め、平成18年度末までに昼食の考え方をまとめる。	・管理作業員 平成19年度末までに10名の配置を見直した ・給食調理員 平成19年度末までに54名の配置を見直した ・施設・設備等に対応するための加配42名については、平成19年度末に18名の配置を見直した。 ・「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」で、平成19年3月29日に「中学生の昼食の考え方」をまとめ、これを踏まえ平成19年4月24日に市の方針を定めた。この方針に基づき、12校で実施していた給食については、平成20年3月末で廃止し、民間業者による昼食販売などにより、弁当を持参しない生徒への昼食提供を開始した。	・人事異動により平成21年度末までに配置の適正化を行う。 ・中学生の昼食に関する施策については、方針に基づいて、全中学校において、弁当持参を基本とし、家庭からの弁当を持参しない場合も安心して登校できるように、全ての生徒が利用可能な、衛生面・安全面等を念頭に置き、栄養価に配慮した昼食を提供する。	○

	項目	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
2	青少年会館の管理運営業務	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する ・ 青少年会館においてこれまで実施してきた不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「こども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・ その他の事業については、廃止する。 ・ また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・ その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・ 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	・ 平成18年度末で条例を廃止し、派遣職員を引き上げた。 ・ 「相談と居場所づくり等3事業」は、こども青少年局所管事業として全市展開。 ・ その他の事業は、平成18年度末で廃止した。 ・ プール施設については、平成18年度末で廃止した。 ・ 一般スポーツ施設として条例化できるかどうか検討したところ、施設規模や、施設改修等にかかる経費等から、体育館については条例化しないこととした。 また、1グラウンドについても、スポーツ施設として整備した場合の費用対効果や当該グラウンドの形状などの問題があり、条例化は行わないとの結論を得た。 ・ 教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループ等に、体育館・会議室等の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っている。	・ 平成19年度の利用状況をふまえ、「体育施設」「その他施設（諸室）」を、本市事業の実施場所や市民グループの自主的な活動場所として供用する。 ・ ただし、一部施設（別棟等）については供用停止するとともに、利用状況等を精査し、必要に応じて供用範囲の縮小等も行う。 ・ <u>平成22年度以降については、人権文化センター、もと地域老人福祉センターと統合する方向で検討しており、早期に結論を出す。</u>	○

	項目	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
4	地域老人福祉センター管理運営	・地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。	・平成18年度末で条例施設としては廃止 ・平成19年4月から、高齢者地域活動支援事業として事業委託し、高齢者の自主的な活動の場として、引き続き利用に供している。平成20、21年度については、施設の有効活用を図るため、高齢者を始め市民に幅広く利用されるよう、プロポーザル方式により事業者を募集・選定した。	・現在の建物については、有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場及び広く市民が利用できる施設として効率的・効果的で自立的な活用を図ることとし、平成20、21年度の2年間については、プロポーザル方式により選定した事業者へ高齢者等地域活動支援事業として事業委託した。 ・平成22年度以降については、<u>人権文化センター、もと青少年会館と統合する方向で検討しており、早期に結論を出す。</u>	○
7	未利用地等の管理および駐車場の管理運営	・大阪市人権協会に委託している未利用地等（駐車場として管理運営しているものを含む）については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・住宅付帯駐車場および未利用地以外の高架下を活用した駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。なお、住宅付帯駐車場の使用料金については、平成19年度には他の市営住宅における付帯駐車場と同額となるようにする。それまでの間、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・全市的な方針として、平成19年2月に「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」、平成19年6月に「大阪市未利用地活用方針」が策定された。 ・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」及び「大阪市未利用地活用方針」に沿った検討を進めている。この方針に基づき、高架下を活用した駐車場については、全市的に道路公社に移管し、一元化することが検討されている。 ・平成18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の大幅な増額を図った。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、平成17年度から着手し、平成19年度末に完了した。	・大阪市未利用地活用方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていく。それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・未利用地や高架下を活用した駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、見直していくこととするが、高架下を活用した駐車場の管理については、平成21年度から道路公社に移管し、一元化を図る。 ・住宅付帯駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも平成21年度から措置し得るように取り組む。	○

	項目	方針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成20年10月末現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
8	人権文化センター	・ 東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 ・ 平成22年度からの次期指定管理期間に向けて、現下の厳しい財政状況に鑑み、また利用状況も比較的低調であることから、建替えを行わないことを前提に、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	・ 東淀川区内の3館については統合を行い、条例を改正した。 ・ 全体のあり方については、市民との協働、1区に複数ある人権文化センターや、「もと青少年会館」のあり方との整合性について検討し、統廃合も視野に入れて、施設・機能の抜本的な見直しを行ってきた。	・ <u>平成22年度以降については、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターと統合する方向で検討しており、早期に結論を出す。</u>	○
9	大阪市人権協会等の職員の雇用問題	・ 各事業の見直しに伴って生じる大阪市人権協会等の職員の雇用問題については、プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。	・ 委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣など、期間を限定した雇用を行っている。 ・ 再就職ステップアップ制度（1年間）については、平成19年度末で終了した。	・ 引き続き、期間を限定して雇用に配慮する。	○

其他方針どおり見直し等が完了したもの

〔1〕委託事業（1）本市が委託している事業 ①地域内施設

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 1 住吉老人福祉センター管理運営（廃止） | 1 4 浅香資源再生共同作業場管理・運営業務委託〔環境局分〕（廃止） |
| 1 3 矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託〔環境局分〕（廃止） | |

〔1〕委託事業（1）本市が委託している事業 ②人権協会委託事業（①の地域内施設の委託事業を除く）

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業委託（廃止） | 1 0 高齢者総合相談事業（廃止） |
| 2 地域啓発推進事業（廃止） | 1 1 高齢者パソコン講習事業（廃止） |
| 3 人権文化センター情報通信技術（I T）講習（廃止） | 1 2 地域生活支援事業（整理統合により継続） |
| 4 人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業（廃止） | 1 3 子育て支援講座等交流事業（廃止） |
| 5 公立保育所環境整備業務委託（廃止） | 1 4 子どもとおとなのための地域共育事業（廃止） |
| 6 公立保育所給食内容充実事業委託（廃止） | 1 5 若年者再学習・職業観育成地域事業（廃止） |
| 7 老人健康相談事業（廃止） | 1 6 男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業（廃止） |
| 8 老人クラブ活動援助事業（廃止） | 1 7 進路選択支援事業（全市展開） |
| 9 軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業（廃止） | |

〔1〕委託事業（1）本市が委託している事業③その他

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 人権教育・啓発プログラム開発事業（廃止） | 5 十三市民病院免震階清掃業務（一般競争入札） |
| 2 人権教育啓発事業（廃止） | 6 密集市街地まちづくり相談事務所管理運営業務委託（廃止） |
| 4 十三市民病院外周管理業務（一般競争入札） | |

〔1〕委託事業（2）外郭団体等団体自身が行った委託事業

- 1 姉妹都市交流促進事業に関する業務委託⇒「関西研修センター研修生との国際交流促進協議会」への協賛金（廃止）
- 2 浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の運転保守管理（一般競争入札）
- 3 浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整整備（一般競争入札）
- 4 矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備業務委託（一般競争入札）
- 5 加島駐車場の清掃業務委託契約（一般競争入札）
- 6 市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約（公社へ整理統合）
- 8 我孫子用地の保安管理業務（廃止）

〔２〕補助金（１）市単独補助金

- 1 生きがい活動事業補助金（廃止）
- 2 老人福祉センター運営助成（飛鳥老人福祉センター運営補助）（高齢者等地域活動支援事業へ）
- 4 高齢者のための総合相談事業補助金（廃止）
- 6 大阪地域医療ケア研究大会補助金（廃止）
- 7 大阪市人権教育研究協議会補助金（廃止）
- 8 大阪市立高等学校人権教育研究会補助金（廃止）

〔２〕補助金（２）府（府下市町村含む）とともに対応している補助金

- 3 部落史編纂事業補助金（ガイドラインにより見直し済み）
- 5 大阪保育子育て人権情報研究センター補助金（廃止）
- 7 大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金（ガイドラインにより見直し済み）
- 8, 10 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金（大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助）（整理統合により継続）
- 9 重度知的障害者自立就労訓練等事業補助金（廃止）
- 11 アルフィック大阪事業補助金（ガイドラインにより見直し済み）
- 12 地域産業振興調査・研究事業補助金（廃止）
- 13 人材育成事業推進員設置費等補助金（ガイドラインにより見直し済み）
- 15 化製場集約化対策事業補助金（ガイドラインにより見直し済み）
- 19 大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会補助金（廃止）

〔３〕貸付金

- 3 芦原病院貸付金（破産手続き中）

（３）特別な優遇措置等

特別な優遇措置

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 1 生活保護出張相談・保護費支払（廃止） | 8 一部地域での巡回乳幼児健康診査・ポリオ予防接種（廃止） |
| 2 各地域における各種大学奨学金制度の説明会等への本市職員の派遣（廃止） | 9 一部地域での健康教育・相談（廃止） |
| 3 保育所における一泊保育事業（廃止） | 10 地区診療所への応援医師派遣（廃止） |
| 4 保育所の正規職員以外のアルバイト（保育士以外）配置（廃止） | 11 仮設便所の設置（浪速区内 1 か所）（廃止） |
| 5 保育所の給食材料費の上積み（廃止） | 12 浅香・矢田共同作業場のごみ収集（廃止） |
| 6 大国老人憩の家光熱水費（廃止） | 13 改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用料（改定） |
| 7 一部地域での基本健診・結核検診・がん健診（廃止） | 14 一部の自転車駐車場の管理員に係る優先雇用枠の設定（廃止） |

不適切な事務執行

- 1 6 大国町・芦原橋自転車駐車場警備委託（随意契約廃止）
- 1 7 大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清掃委託（随意契約廃止）

2 政策的な課題

- 3 保育所における職員配置（廃止）
- 5 障害者会館管理委託（条例廃止、公募により指定管理者選定）

- 1 8 大規模改修後の共同浴場に関する固定資産税の課税保留（課税済み）
- 1 9 法人所有地の固定資産税に関する徴収猶予（納付済み）

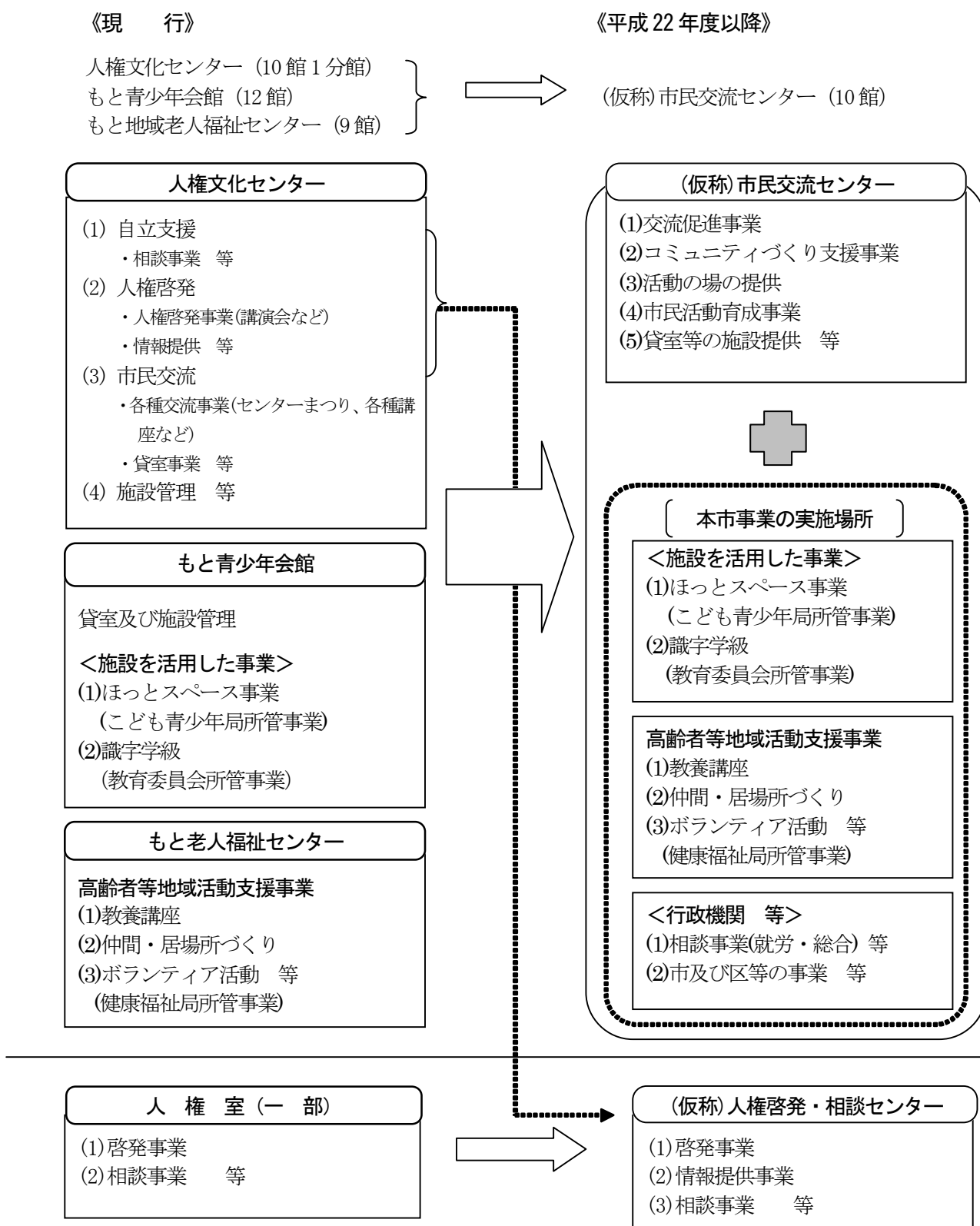
- 6 ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大（実施済み）

今後の人権文化センター等のあり方について(案)

平成22年度以降の人権文化センター等のあり方について、調査・監理委員会の提言及び本市の見直し方針等に基づき、総合的な検討を進めてきた結果、以下のとおりその考え方をとりまとめました。

基本的な考え方

- (1) 地域内の3施設を統合し、地域や世代をこえた交流の促進を目的とし、幅広く市民利用に供する(仮称)市民交流センターを設置する。なお、統合により生ずる空き施設については供用廃止する。
- (2) 現行の人権文化センター条例は廃止する。
- (3) 人権文化センターの相談事業、人権啓発事業は、別途検討する(仮称)人権啓発・相談センターに集約する。



(参考)

人権文化センター等地域内 3 施設の利用状況

○人権文化センター

利用者数	平成 1 8 年度	3 1 0,2 9 5 人	利用率	1 5.1 %
	平成 1 9 年度	3 7 8,4 2 5 人		2 2.0 %
	平成 2 0 年度 (9 月末現在)	2 3 1,3 2 8 人		2 6.8 %

相談件数	平成 1 8 年度	1 6,6 3 1 件
	平成 1 9 年度	1 0,7 9 1 件
	平成 2 0 年度 (9 月末現在)	6,0 3 7 件

○もと青少年会館

利用者数	平成 1 8 年度	4 7 0,9 3 8 人
	平成 1 9 年度	4 4 5,2 8 8 人
	平成 2 0 年度 (9 月末現在)	1 7 2,8 5 1 人※一部未集計

○もと地域老人福祉センター

利用者数	平成 1 8 年度	2 5 1,2 7 5 人
	平成 1 9 年度	2 5 1,6 3 9 人
	平成 2 0 年度 (9 月末現在)	1 2 2,5 4 0 人